

発電設備点検調査結果報告書（再発防止対策について）概要

I. 目的

本報告書は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「発電設備に係る点検について」（平成 18-11-30 原院第 1 号）に基づき、当社の火力発電設備についてデータ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題が過去になかったか、又それが現時点まで続いているかの点検を行った結果を平成 19 年 3 月 30 日に発電設備点検調査結果報告書として取り纏め、平成 19 年 4 月 6 日に全社的な再発防止対策を報告したが、平成 19 年 4 月 20 日に経済産業省から改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動を定めるよう指示があり、それに基づき作成した再発防止対策を報告するものである。

II. 原因（要因分析）

今回の調査によって明らかとなった事案の発生原因を分析すると、事案が発生した背景に下記の共通する要因があることが明らかになった。

- コンプライアンスに対する認識が不足していた。
- 法令、協定に関する知識が不足していた。
- 倫理意識が不足していた。
- 社内規程（マニュアル）に関する認識が不足していた。
- 社内規程（マニュアル）の不備があり、作業内容が明確になっていなかった。
- 管理者が自部門から選任されておらず、管理体制が十分に機能していなかった。
- 社内外とのコミュニケーションが不足していた。

III. 解決すべき課題

今回の発電設備調査において、原因を分析した結果、大半の事案は、コンプライアンスに対する認識不足、法令、協定に関する知識不足によるものであったことから、これらの背景要因を解決すべく下記の 4 つの課題に取り組む必要がある。

- コンプライアンス、企業倫理に対する意識の強化
- 法令、マニュアル等に関する知識の強化
- 管理、チェック体制の強化
- 話しやすい雰囲気作り、コミュニケーションの強化

IV. 全社的な再発防止対策

「III. 解決すべき課題」で挙げたイ、ロ、ハ、ニの 4 つの課題を解決するため、新たに下記の再発防止対策を着実かつ継続的に実施する。

又、平成 19 年 5 月 7 日付の経済産業省からの指示文書「保安規程の変更命令について」（平成 19-05-01 原第 8 号）に基づき、「(8) 保安規程の見直し」を行う。

(1) トップマネジメントによる意識付け

(2) 「社員倫理規程」の周知徹底

(3) 「企業倫理相談窓口利用規程」の周知徹底

(4) 定期的な内部監査の実施によるチェック

(5) 定期的な外部監査の実施によるチェック

(6) マニュアルの明確化および周知徹底

(7) 管理体制の強化

(8) 保安規程の見直し

V. アクションプラン(継続して実施する)

再発防止対策		スケジュール	経産省の行動計画
項目	アクションプラン		
(1) トップマネジメントによる意識付け	①電力本部長による本島発電所巡回及び訓示を行う。 ②離島カンパニー社長による離島発電所巡回及び訓示を行う。	①4月に年1回実施 ②4月に年1回実施	
(2) 「社員倫理規程」の周知徹底	①本島については、電力本部長より示達を行う。 ②離島については、離島カンパニー社長より示達を行う。 ③発電部長、離島電力部長より発電設備の建設・補修・維持管理に関わる関係会社に対し、当社再発防止対策の取り組みへの協力依頼を行う。	①4月に年1回実施 ②4月に年1回実施 ③4月に年1回実施	アクションプラン ①～⑦ (30)
(3) 「企業倫理相談窓口利用規程」の周知徹底	④各発電所（建設所及び本店部門を含む）のリーダーに対して、「何でも言える」職場環境作りのために定期的に企業倫理研修を開催し、意識の向上を図る。 ⑤各発電所（建設所及び本店部門を含む）のリーダーによる所員への周知を行う。 ⑥「発電設備適正運営連絡会」を設け、フォローを行う。 ⑦「離島発電設備適正運営連絡会」を設け、フォローを行う。	④7月に年1回実施 ⑤8月に年1回実施 ⑥半期に1度開催 ⑦半期に1度開催	
(4) 定期的な内部監査の実施によるチェック	年1回当該再発防止対策の実施状況について監査を行う。	7月～8月に年1回実施	(28)
(5) 定期的な外部監査の実施によるチェック	年1回当該再発防止対策の実施状況について審査を受ける。	9月～10月に年1回実施	(29)
(6) マニュアルの明確化および周知徹底	①定期的に要領・業務マニュアルの制定、改定を行う。 ②各種工事に関する関係法令を洗出し、法令改正などを反映するため定期的に見直しを実施する。 ③保修業務支援システムを活用し、過去の事故、トラブル事例についての勉強会を随時行う。 ④電事連に新規設置される情報連絡会を活用し、電力間の情報共有並びに他産業の重大事故事象や、安全確保の観点で他産業から得られた知見についての情報収集を行い、業務的に的確に反映する。 ⑤各離島発電所（電業所）において、ばい煙測定に関するマニュアルについて定期的に勉強会を実施する。	①4月に年1回実施 ②4月に年1回実施 ③4月～3月 ④電事連に新規設置される情報連絡会の活動と連携して行う ⑤6月に年1回実施	(26) (23) (23) (27) (23)
(7) 管理体制の強化	①法定管理者、主任技術者及び離島電業所長、班長を対象として、その役割を認識するため定期的に勉強会を行う。（法令や基準値・管理値等の勉強） ②法定管理者及び離島電業所長、班長から各所員に対して基準値・管理値等の再周知を行う。 ③離島発電所（電業所）において、管理体制を見直し統括責任者及び主任技術者が記録のチェックを行うようにする。	①7月～8月に年1回実施 ②9月～10月に年1回実施 ③月に1回実施	(23) (23) (24)
(8) 保安規程の見直し	①主任技術者による記録点検を実施する。 ②新入社員研修における、保安規程に関する教育を実施する。 ③電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対する、各部門別教育計画に基づく、保安に関する教育・訓練を実施する。 ④法定管理者、主任技術者及び離島電業所長、班長を対象として、その役割を認識するため定期的に勉強会を行う。（再掲）（法令や基準値・管理値等の勉強）	①月に1回実施 ②4月に年1回実施 ③8月～9月に年1回実施 ④7月～8月に年1回実施	(2) (2) (2) (2) (24)

VI. まとめ

当社は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書に基づき、当社の火力発電設備についてデータ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題が過去になかったか、又それが現時点まで続いているかの点検を行った。その結果、当社においても手続きの不備、データ改ざん、不適切な対応が確認され、地域の皆様やお客様の信頼を大きく損なうこととなった。

これらの事案を分析した結果、コンプライアンスに対する認識不足や法令、協定に関する知識不足、社内外とのコミュニケーションが不足していたこと等が明らかとなり、解決すべき課題として4つの課題を挙げ、具体的には8項目の再発防止対策を実施することとした。

今後は、引き続き同様な問題が起こらないよう本報告書の再発防止対策を着実かつ継続的に実施するとともに、地域の皆様のご意見を伺い、データ改ざんや法令違反等、不適切なことをしない、させない、隠さない風通しの良い企業風土を醸成し謙虚に業務の是正・改善を続け、社会からの信頼回復に向け取り組んでいく。

尚、再発防止対策の具体的な取り組みについては適宜評価し、見直しを行っていく。